

宇土市子育て支援短期利用事業

保護者の病気や出産・仕事などの理由で子どもを養育することが一時的に困難となった場合、乳児院や児童養護施設等で短期間子どもを預かり、子育てを支援します。

事業内容

■ショートステイ（宿泊）

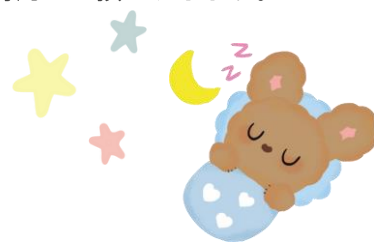
保護者が病気や育児疲れ、冠婚葬祭など一時的に家庭で子どもの世話が難しい場合や、経済的な理由で緊急一時的に親子の保護は必要な場合に、お預かりする制度です。

■トワイライトステイ（夜間・休日）

保護者の仕事などの理由で、帰宅が夜間になるような場合や休日に不在となる場合に一時的にお預かりします。

対象児童

■0歳～18歳まで



利用できる施設

名称	住所	電話番号	備考
慈愛園乳児ホーム	熊本市中央区神水1丁目14-1	096-383-5100	2歳未満
慈愛園子供ホーム	熊本市中央区神水1丁目14-1	096-383-3509	2歳以上
熊本乳児院	熊本市中央区本荘2丁目3-8	096-371-1396 096-366-4837	2歳未満
八代ナザレ園	八代市竹原町1447	0965-32-2926	2歳以上
みどり園	上天草市大矢野町登立4488-2	0964-56-0017	2歳以上、ショートステイの利用前にトワイライトステイの利用が必要

必要な手続き

利用するには「事前登録」と「利用申請」が必要です。

ぜひご利用ください

■事前登録

利用料は課税状況で異なります。登録時、利用登録書と所得課税証明書を、宇土市こども家庭センターへ提出してください。

所得課税証明書について、登録する年の1月2日以降に転入して来られた場合は、1月1日に在住していた市町村の発行した所得課税証明書が必要となります。

【提出書類】

- ・利用登録書（様式第1号）
- ・所得課税証明書（申請時における最新年度のもの。4月～6月申請の場合は、前年度のもの。）

■利用申請

①利用の相談

利用を希望する場合は、利用希望日を事前にこども家庭センターへご相談ください。施設の空き状況により受け入れができませんことがあります。

②施設の調整

事前に市から施設へ空き状況や
利用時間を確認します。

③利用申請書の提出

施設と利用の調整後は、こども家庭センターへ申請書を提出してください。※登録日が4.5月で利用時が6月以降の場合は、利用申請書提出時に再度、所得課税証明書を提出していただくことがあります。

【提出書類】 利用申請書(様式第5号)

④利用決定

市から利用決定通知書を送付します。

⑤施設利用

施設を利用します。
※施設への送迎は保護者が行ってください。

⑥利用者負担金支払い

利用した施設へ利用者負担金をお支払いください。

区分	ショートステイ			トワイライトステイ	
	2歳児未満 慢性疾患児	2歳以上	保護者※	夜間	休日
生活保護世帯 市民税非課税世帯（ひとり親世帯）	無料	無料	無料	無料	無料
市民税非課税世帯 一般世帯（ひとり親世帯）	1,100円	1,000円	300円	300円	350円
一般世帯	5,000円	2,750円	750円	750円	1,350円

利用者負担金は、1人1日あたりの金額です。例えば、6泊7日の場合は、7日分になります。

※保護者：経済的な問題等により緊急一時的に親子の入所が必要な場合。

【お問い合わせ】

宇土市こども家庭センター

☎0964-27-3322（平日 午前8時30分～午後5時15分）